

大洲土木事務所では、河川堤防の点検を行うため、毎年、堤防点検に必要な範囲の草刈を行います。

また、道路の安全を確保するため、県管理道路の草刈を行っております。

愛媛県では、資源の有効活用や環境保全の観点から、刈草のリサイクル（再利用）を推進しており、令和7年度も希望者への刈草の提供を実施いたしますので、畑や果樹園の敷き草、堆肥の原料、畜産用の飼料等として、ぜひご活用下さい。



草刈



道路に草が繁茂すると・・・

- ・見通しが悪く危険
- ・道路幅が減少する

草刈により、

- ・見通しが良くなる
- ・本来の道路幅を確保



河川に草が繁茂すると・・・

- ・適切に堤防点検できない

草刈が必要



刈草は、
有効な資源
です。

提供する方法

■草刈実施各所の仮置き場に取りに来て頂き、その場で提供いたします。

提供する期間

■河川堤防：R7. 10月～R8. 1月の予定

■道路：R7. 7月～R7. 9月の予定

注意事項

■刈草の運搬は原則として希望者にてお願いします。

■刈草はそのままの状態を提供いたします。

■先着順となりますので、刈草がなくなり次第終了となります。

お問い合わせ先

大洲土木事務所（TEL 0893-24-5121）

河川港湾課河川港湾グループ

内線222

道路課道路第二グループ（補修担当）

内線318